

信書便行政に対する要望等について

1. 概要

平成16年度に実施した事業者ヒアリング等における要望等は、大別すると以下の3つの事項に関するものである。

- (1) 信書便制度の周知（郵便法第5条関係を含む）
- (2) 参入条件の緩和
- (3) 信書便事業の運営

2. 基本的な考え方

(1) 信書便制度の周知

- 総務省は様々な形で実施中
 - ・ 信書便制度に関するパンフレットの作成・配付
 - ・ 信書に該当する文書に関するガイドラインの配付
 - ・ 個別照会への対応（信書の定義については郵便企画課）

(2) 参入条件の緩和

- 参入条件は、クリームスキミングの防止によりユニバーサルサービスを確保するためのもの

(3) 信書便事業の運営

- 行政運営上の課題を抽出・整理

3. 平成17年度における総務省の取り組み（予定）

- 信書便制度の周知について
 - ～利用者（地方公共団体等）に対する周知事業の充実など
- 信書便制度の運営について
 - ～他の行政機関との連携強化など